

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

農地の活用促進による農業環境整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三浦市

3 地域再生計画の区域

三浦市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景等

ア 三浦市の概況

三浦市は、人口 48,579 人（平成 22 年 1 月 1 日現在）で神奈川県
の東南部に位置する三浦半島の最南端にあり、東西約 6.8 km、南北約
9.4 km で、東に東京湾、南に太平洋、西に相模湾と三方を海で囲まれ、
砂浜、干潟、岩礁等、変化に富んだ 50.3 km に及ぶ美しい海岸線を有
しており、夏場は都心に近い海水浴場として三浦海岸等の多くの海水
浴場が賑わいを呈している。

主要交通は、京浜急行久里浜線が市域中央部の初声町下宮田の三崎
口駅まで通っており、市内全域は京浜急行路線バスによる交通網がは
りめぐらされている。

昭和 30 年 1 月 1 日に当時の三崎町、南下浦町及び初声村が合併し
現在に至っており、土地利用については、行政区域 31.44 km²の約 75%
が市街化調整区域である。また、農地が行政区域の約 32% と大きな
割合を占めている。

基幹産業は、温暖な気候を生かした露地野菜の栽培を中心とした農
業、古くからマグロはえ縄漁業を中心として発展を遂げてきた漁業並
びに城ヶ島、油壺、三崎港及び夏場の三浦海岸等の日帰り客を中心と
した観光である。

中でも農業は、三方が海に囲まれ、冬場も気候が温暖で年間を通じ
た平均気温が 15.6 度であること、雨が少なく日照時間が長いこと等
の自然条件に恵まれていることから、年平均 2.1 作と高度な土地利用
が図られ、生産性の高い農業経営が行われている。

イ 地域経済再生の課題及び取組

三浦市は、漁業については海洋資源の減少、魚価の低迷、農業については産地間競争の激化等、農漁業を取り巻く環境が年々厳しくなっており、これに関連する加工・流通、商業・サービス業も低迷し、観光客も減少傾向にあった状況から、平成 17 年に「6 次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト」を計画し、地域再生計画の認定を受け取り組んできており、平成 15 年に 480 万人弱であった観光客数も、平成 20 年には約 548 万人に増加した。

一方、漁業については依然として厳しい状況が続いており、農業についても平成 17 年は 124 億円の産出額を計上し、農家 1 戸当たりでは県内平均を大きく上回っているものの、平成 12 年の 127.5 億円と比較すると減少傾向にあり楽観はできない状況である。

ウ 三浦市農業の現況

国内農業は、1990 年代後半から人口が地方圏から首都圏へ再集中する一方で、農地面積の減少が続き、農村部の高齢化が進むとともに後継者不足や耕作放棄地の増加が問題視されている。また、近年の資源・エネルギー価格の高騰により農業用燃料や農薬、肥料等の価格が大幅に上昇し、安定的な供給に悪影響を与えており、農業経営に少なからず影を落としている。

しかしながら、三浦市の農業を取り巻く情勢は、後継者にも比較的恵まれ、耕作放棄地も深刻な問題になく、温暖な気候のもと、首都圏に存在するという地理的環境にも恵まれ、更には生産性の低い谷戸田の農地整備による畑地への転換等が盛んに行われている。現在も三戸小網代地区において効率的な農作業ができるようにするため、1 区画を 40 a とする大規模ほ場整備事業が平成 21 年度末の完成予定で進行している。

主要作物は、冬はダイコン、春はキャベツ、夏は、スイカ、カボチャ、メロンであり、首都圏の大消費地への生鮮野菜の供給地として発展している。また、自然を生かした露地野菜中心の農業は天候の影響を受けやすく価格の変動が大きい等、不安定要素もあるが、高い農業技術水準を維持し自立性のある健全な農業経営が行われてきていることから営農意欲は高い。

さらに近年は、有機質肥料を使用し、農薬や化学肥料を減らす等の様々な工夫を凝らし、健康に良い新鮮で安全なこだわり野菜の栽培にも取り組んでいる。

地産地消、食料自給率の向上等、国産品が見直される環境が生み出

されつつあるこの機会を好機として捉え、これまで培ったノウハウを生かし、経営手腕を発揮し、安定的な農業生産を継続し、消費者のニーズの変化に対応しながら、今後さらに激しくなることが予想される産地間の競争に勝ち抜き、質・量ともに安定的な生産を続けていくためには、多品目栽培や生産品の付加価値づくり等を促進する取組が求められるが、生産基盤を強化するための基礎的な要件として環境保全型農業の確立による地力の維持、増進への取組も必要になっている。

「6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト」の目標達成のためにも、今後も農業が継続的に発展を続けていくことが望まれており、第一義的に基礎資源として根幹をなす農地の確保が何よりも重要なこととなっている。

(2) 地域再生計画の目標

三浦市の基幹産業としての農業については、今後も優良な農地を維持しつつ、健全な発展が求められることから、三浦市土地開発公社が保有する農地を有効活用し、営農意欲が旺盛な農家等による地域活力の向上に繋がる農業環境整備を行う。

農業環境整備のために有効活用する農地 13,067.28 m² (20筆)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、三浦市土地開発公社が公共事業用地及び代替地として購入し、保有してきた農地を有効活用し、農業環境整備による農業生産基盤強化と営農環境の改善を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：C3004

名称：公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（国土交通省、総務省）

(2) 先買い土地の所在及び地番

神奈川県三浦市

三崎町六合字下ノ込 1646番3、1647番3

南下浦町上宮田字船込 1815 番 3、1816 番 1、1816 番 2、1817 番 4、1818 番 2

南下浦町菊名字田保谷戸 984 番 2

初声町下宮田字内込 1029 番、1063 番 1、1071 番 1、1071 番 2

初声町下宮田字出口 2973 番

初声町和田字仲ノ山 1579 番 1、1580 番、1581 番

初声町下宮田字元屋舗 1563 番 1、1563 番 2、1833 番

初声町入江字一番地 20 番 2

計 20 筆

(3) 買取り時期及び目的

買取りの時期：平成 4 年 5 月から平成 7 年 3 月まで

買取りの目的：公共事業用地及び代替地

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

当該先買いに係る土地のうち公共事業用地は、三浦市が三浦市土地開発公社に対して先行取得を依頼し、三浦市土地開発公社が取得したものであるが、公園整備事業計画が中止になる等の理由により使用する見込みがなくなっている。

公共事業用地の先行取得に伴い、地権者の要望に応えるために取得した代替農地についても、事業用地取得の完了等により代替地としての需要がなくなっており、活用の見込みはない。

また、当初の土地購入目的以外の公有地の拡大の推進に関する法律第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地としての活用についても検討したが、厳しい財政状況の中、新規事業の予定がないことから、これらの事業等に供される見込みはない。

先行取得目的ごとの個別事由は次のとおりである。

ア 宮川市民公園代替用地

宮川市民公園用地は、用地取得が完了しており、代替地としての活用の見込みはなくなった。

イ 入江近隣公園代替用地

当該公園事業は、平成 9 年に取得した用地の一部を活用し施設整備したのみで中止となったため、代替地としての活用の見込みはなくなった。

その後、用途を変更して活用することについても検討し、一部の土地については知的障害者援護施設用地として活用することにしたが、

施設建設について周辺地権者の同意が得られず、平成 17 年度に施設誘致を断念したことから、当該土地を必要としなくなった。

ウ 農業活性化開発研究施設用地

当該事業については、三浦市農業協同組合が、平成 8 年度に別の土地を取得し、三浦市農業情報センターを開設したことにより、事業目的が達成され、当該土地を必要としなくなった。

エ 上宮田・初声線道路用地

当該道路事業は、必要性の高い道路として平成 9 年度の都市計画マスタープランにも位置づけていたが、見直しの結果、平成 20 年度に改定した都市計画マスタープランから外れることとなったため、当該土地を必要としなくなった。

オ 東部浄化センター代替用地

東部浄化センターについては、既に用地の確保が完了しており、代替地としての活用の見込みはなくなった。

カ 元三浦縦貫道路用地

当該事業用地として先行取得を実施したものの、計画線から外れたことから代替地としての活用を検討してきたが、用地の確保が順調に進捗しており、代替地の需要がないことから、その見込みはなくなった。

(5) 先買い土地を供することを予定している事業の概要

・事業の名称

農地の活用促進による農業環境整備事業

・事業主体

三浦市（三浦市土地開発公社保有地の売払いを行う。）

・事業の用に供する先買い土地の面積

13,067.28 m²

・当該土地が所在する用途地域

指定無し

・事業の用に供する予定時期

平成 22 年 4 月以降

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

(1) 第 4 次三浦市総合計画、「三浦みらいプラン 2 1（2009 年度版）」に位置づけられた実施計画事業

ア 農地環境整備事業（六合中尾地区）

排水路工事及び換地作業を実施し、農作業効率及び品質の向上による営農環境の改善（計画期間 平成 23 年度まで）

イ 初声及び南下浦地区畑地帯総合整備事業

畑地かんがい施設、農道及び排水路の総合的な整備による農業生産基盤強化と営農環境の改善（計画期間 平成 23 年度まで）

ウ 農とみどりの整備事業

排水路及び農道整備による農地保全及び営農環境の改善（継続事業）

エ 諸磯小網代地区畑地帯総合整備事業

畑地かんがい施設、農道及び排水路の総合的な整備による農業生産基盤強化と営農環境の改善（計画期間 平成 26 年度まで）

オ 農地・水・環境保全向上対策事業

畑及び法面等の保全対策による農業環境の整備（計画期間 平成 23 年度まで）

6 計画期間

認定の日から平成 23 年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 (2)に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、その達成状況を市のホームページ等で公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し